# 準天頂衛星システム 衛星安否確認サービスプロトタイプ端末の ソフトウェアに関する技術情報の開示に関する確認書

準天頂衛星システムサービス株式会社(以下「QSS」という)、日本電気株式会社(以下「NEC」という)、及び××××(以下「サービス利用事業者」といい、QSS及びNECと総称して「本確認書当事者」という)は、内閣府により運用される準天頂衛星システムにて提供される衛星安否確認サービス(以下「本サービス」という)に供する端末(第1条に定義された意味を有する)のプロトタイプ端末の本ソフトウェア(第1条に定義された意味を有する。)に関する技術情報の開示に関し、以下のとおり合意し本確認書を締結する。

#### (目的)

第1条 本確認書は、サービス利用事業者が端末(別図-1に示す、避難所等に設置し、被災者の安否に関する情報を取集・送信するための端末のうち端末本体を指す。以下同じ。)を使用し、公共業務としての防災対策用途に限定したソリューションビジネスのために必要なソフトウェアの開発及び製造・販売を行う際に参考とするため、サービス利用事業者からの要請による本ソフトウェア(別表-1に記載された「ソフトウェア」の意味を有する。以下同じ。)に関する技術情報開示に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (対象)

- 第2条 本確認書は、QSS 及び NEC がサービス利用事業者に開示する本ソフトウェアに 関する技術情報を対象とする。開示する対象は、別図-1 に示す管理 PC 及びスマートフォンにインストールされている避難所管理アプリ及びスマホアプリとする。
- 2 サービス利用事業者が、本ソフトウェアを用いた開発及び製造・販売の全部又は一部をサービス利用事業者と異なる法人又は個人である第三者に委託し又は請け負わせる場合には、原則として、国内に本店又は住所を有し、かつ、国内にて当該業務を行う第三者に委託し又は請け負わせることとし、その他の第三者に委託し又は請け負わせる場合は、他の本確認書当事者の同意を要するものとする。なお、サービス利用事業者が、本ソフトウェアを用いた開発及び製造・販売の全部又は一部を上記の第三者に委託し、又は請け負わせる等により、第三者が開発及び製造・販売を行う場合、サービス利用事業者は当該第三者に対し、本確認書に定めるサービス利用事業者が負う義務を遵守させ、その履行に関しサービス利用事業者の管理・監督のもとで行わせるものとし、その責任はサービス利用事業者が負うものとする。

# (プロトタイプ端末ソフトウェア技術情報)

第3条 プロトタイプ端末及び本ソフトウェアは、準天頂衛星システム、及び本サービスの 検証を目的に QSS 及び NEC が製作したものであり、下記の文書により本ソフトウェア に関する技術情報(以下「本技術情報」という)を開示する。技術情報開示内容を別表-1に示す。なお、サービス利用事業者は、下記の文書を、第10条で定める開示期間終了 時又は本確認書の解除若しくは失効時に QSS に返却する。 ・ QSS-EXT-4577 「準天頂衛星システム 衛星安否確認サービスプロトタイプ 端末のソフトウェアに関する技術情報」

### (利用目的の制限)

第4条 本ソフトウェアに関する技術情報の利用目的は、端末を使用したソリューション ビジネスのために必要なソフトウェアの開発及び製造・販売のみとする。 サービス利用事業者は、他の目的に本ソフトウェアに関する技術情報を利用することは できない。

#### (禁止行為)

第5条 サービス利用事業者は、本確認書において許諾されている場合を除き、本技術情報 (第3条に規定の文書を含む。)及び本ソフトウェアについて、複製、譲渡及び貸与をし てはならない。

### (知的財産権)

- 第6条 本確認書に基づき開示する本技術情報の知的財産権は、QSS 及び NEC が保有する。サービス利用事業者が開示された本技術情報を基に自身が保有するノウハウや知的財産権により開発したソフトウェアの知的財産権(本技術情報に係るものを除く。)は、原則として、サービス利用事業者に帰属するものとする。
- 2 サービス利用事業者は、QSS が求める場合には、本確認書当事者及び内閣府で調整の上、前項に定める知的財産権を無償で実施又は利用する権利を QSS に許諾する。

# (技術情報に係る疑義)

第7条 QSS 及び NEC は、本ソフトウェアに関する技術情報に関する疑義、質問等は、原則として受け付けない。

# (費用負担)

第8条 本ソフトウェアに関する技術情報の開示は無償とする。但し、サービス利用事業者 が行う開発及び製造・販売は、すべてサービス利用事業者にて費用を負担する。

# (免責)

第9条 QSS 及び NEC は、本技術情報について、いかなる保証も行わず、本技術情報の使用から生じるいかなる損害の責任も、直接、間接を問わず、一切負わない。

### (有効期間)

第10条 本技術情報の開示期間は、締結日からサービス利用事業者の開発完了(3年を期限とし、超える場合は、第12条による)までとする。なお、本ソフトウェアに関する重大な変更が生じた場合については、本技術情報の開示期間終了後もNEC又はQSSからサービス利用事業者に変更内容を提供することは可能である。

#### (秘密の保持)

- 第11条 本確認書当事者は、本確認書の有効期間中及び終了後も、本確認書に基づき相手方より開示を受けた情報(以下「秘密情報」という。)につき、自らを除く他の全ての本確認書当事者の事前の同意がない限り、いかなる第三者にも開示しないこと及び本サービスに供する端末のソフトウェア開発及び製造・販売業務以外の目的には使用しないことに合意する。
- 2 サービス利用事業者は、秘密情報のうち本技術情報に係る情報(第3条に規定の文書を含み、以下「要保護情報」という。)については、以下の各号に準じて管理するものとする。
  - (1) 要保護情報を記録した文書及び CD-R 等の媒体は、サービス利用事業者の社内規程等によりアクセスを許された者(以下「アクセス権者」という)以外の者がアクセスできない場所に保管しなければならない。
  - (2) 要保護情報に係るデータをサーバに保存する場合、アクセス権者以外の者がアクセスできないようにパスワードによるアクセス制限をかけなければならない。
  - (3) 前号に定めるパスワードを付与されたアクセス権者は、当該パスワードを厳重に 管理するものとし、第三者が容易に知り得る状況を作り出してはならない。
  - (4) 要管理情報を管理しているサーバやパーソナルコンピュータについては、適切なウィルス対策を講ずるものとする。
  - (5) QSS に要保護情報を記録した文書又は媒体を返却する場合(第3条の規定に基づく場合を含むが、それに限られない)を除いて、本技術情報の開示期間終了時又は本確認書の解除若しくは失効時において、要管理情報は再生不可能な状態に消去若しくは廃棄しなければならない。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本確認 書における秘密情報として取り扱わないものとする。
  - (1) 開示の時点で既に公知であった情報、又は開示を受けた当事者の責によらず公知となった情報
  - (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
  - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
  - (4) 開示を受けた当事者が独自に開発した情報

### (その他)

第12条 サービス利用事業者がソフトウェアの製造・販売等を行うにあたり、準天頂衛星システムを利用することを広く公表するために、QSSが保有する商標(「みちびき」など) 又はロゴマークを利用する場合は、事前に QSS と協議しなければならない。

# (確認書の変更・失効)

第13条 本確認書は、本確認書当事者三者の合意の上で、変更・失効させることができる。

#### (疑義等の解決)

第14条 本確認書について疑義を生じた場合及び確認書に定めのない事項については、本確認書当事者が別途協議して決定するものとする。

本確認書締結の証として、本書3通を作成し、本確認書当事者三者記名押印の上、各1通 を保有するものとする。

以上

2020年YY月ZZ日

準天頂衛星システムサービス株式会社 代表取締役社長 鎌形 亨

日本電気株式会社 宇宙システム事業部長 ×× ××

XXXX

AAAAAAAAAA BBBBB



衛星安否確認サービス端末は、端末本体、管理 PC 及びスマートフォンから構成される。

別表-1 衛星安否確認サービスプロトタイプ端末に関する技術情報開示内容

| 対象装置                    |                  | 開示情報リスト   | 端末ソフトを<br>使用する<br>事業者 |
|-------------------------|------------------|---|-----------------------|
| (Q-ANPI通信)<br>端末<br>(*) | ハード<br>ウェア       | ・IS – QZSS-ANPI<br>・回路図、部品表<br>・FPGA関連技術資料<br>・構造設計情報   |                       |
|                         | ソフト<br>ウェア       | ・端末ファームウェア<br>・FWの設計、ソフト書き換え方法な<br>どの情報   |                       |
|                         | ドキュメ<br>ント       | ・無線免許、製造に関する制約事項  |                       |
| 管理PC<br>(**)            | 避難所<br>管理<br>アプリ | <ul><li>・避難所情報収集アプリ</li><li>・(QRコード読み取りアプリ)</li><li>・その他設計情報</li><li>・管理PCアプリ改修についての注意</li><li>事項</li></ul> | 0 0 0                 |
| スマートフォン(**)             | スマホ<br>アプリ       | •Android<br>•iOS  | 0                     |
| その他                     | ドキュメ<br>ント       | •取扱説明書  | 0                     |

本確認書の「本ソフトウェア」には、端末(\*)内部のソフトウェアは含まれない。